平成 2 9 年 4 月 1 8 日 中 央 教 育 審 議 会 初 等 中 等 教 育 分 科 会 資料 2 - 3

学校教育法施行規則の一部を改正する省令案(概要)

平成 29 年 3 月

1. 趣旨

教育再生実行会議の第七次提言(平成27年5月14日)及び第八次提言(平成27年7月8日)において、学校経営を支える事務職員の充実を図り、教師と事務職員の役割を見直すこと、専門人材の配置などにより、「チームとしての学校」を実現し学校の組織力・教育力を高めることの重要性が指摘されている。

また、平成27年12月の中央教育審議会の答申「チームとしての学校の在り方と今後の改善方策について」、「新しい時代の教育や地方創生の実現に向けた学校と地域の連携・協働の在り方と今後の推進方策について」においてもこの「チームとしての学校」を実現するための改善方策について示されている。

これらの提言や答申を踏まえ、学校の指導・運営体制を充実し、地域との連携・協働を含めた学校運営の改善を図るため、義務教育諸学校等の体制の充実及び運営の改善を図るための公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律等の一部を改正する法律案(以下「改正法案」という。)を平成29年2月7日、第193回常会に提出したところである。

これらも踏まえ、学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)の一部を次のように改正する。

2. 概要

(1) 事務長等の職務規定の整備

改正法案により、学校教育法の事務職員の職務規定を「事務に従事する」から 「事務をつかさどる」に改めることに伴い、事務長及び事務主任の職務規定を整備 する。

(2) スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーについて スクールカウンセラーは、学校における児童の心理に関する支援に従事する、スクールソーシャルワーカーは、学校における児童の福祉に関する支援に従事する、とそれぞれの職務内容を規定する。

3. 今後の予定

公 布:平成29年3月下旬(予定) 施 行:平成29年4月1日(予定)

部活動指導員の概要

1. 学校教育法施行規則の改正の概要

中学校, 高等学校等において部活動の指導, 大会への引率等を行うことを職務とする部活動指導員について, 規定を整備する。

- 第七十八条の二 部活動指導員は、中学校におけるスポーツ、文化、科学等に関する教育活動(中学校の教育課程として行われるものを除く。)に係る技術的な指導に従事する。
- ※義務教育学校の後期課程,高等学校,中等教育学校並びに特別支援学校の中等部及び高等部へ は本規定を準用。

2. 部活動指導員の職務

- (1) 部活動指導員は、学校の教育計画に基づき、生徒の自主的、自発的な参加により行われるスポーツ、文化、科学等に関する教育活動(学校の教育課程として行われるものを除く。)である部活動において、校長の監督を受け、技術的な指導に従事する。
- (2) 部活動指導員の職務は、部活動に係る以下のものが考えられる。
 - 実技指導
 - ・学校外での活動(大会・練習試合等)の引率※等
 - ※ 部活動指導員が単独で引率できるようにするためには、大会の主催者である中体連や高 体連、高野連等において、関係規定の改正等を行う必要があるため、本省令の施行通知 に合わせて、適切な対応について協力を依頼。
- (3) 校長は、部活動指導員に部活動の顧問を命じることができる。

3. 部活動指導員に係る規則等の整備

学校の設置者は、部活動指導員に係る規則等を整備する。当該規則等には、部活動 指導員の身分、任用、職務、勤務形態、報酬及び費用弁償、災害補償、服務及び解職 に関する事項等必要な事項を定める。

4. 部活動指導員に対する研修

学校の設置者及び学校は、部活動指導員に対し、事前に研修を行うほか、その後も 定期的に研修を行う。研修は、部活動が学校教育の一環であることなど部活動の位置 付けと教育的意義、生徒の発達の段階に応じた科学的な指導、生徒の人格を傷つける 言動や体罰の禁止等について、十分に理解させるものとする。

5. 施行日

平成29年4月1日